

令和8年10月8日

サンデン健康保険組合被保険者各位

サンデン健康保険組合
理事長 関口 裕志
(公印省略)

令和8年熊本地震により被災した被保険者等に係る 一部負担金の取扱期間延長について

被災された地域にお住まいの方々につきましては、心よりお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

令和8年7月28日、内閣府は下記の市町村に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該市町村に居住する被保険者等の医療機関等窓口における一部負担金（自己負担額）の取扱いについては、令和9年2月末日まで取扱期間を延長することとなりましたので、お知らせいたします。

【適用市町村】

【熊本県】

熊本市・八代市・水俣市・山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・天草市・合志市
下益城郡美里町・菊池郡大津町・菊池郡菊陽町・阿蘇郡西原村・上益城郡御船町
上益城郡嘉島町・上益城郡益城町・上益城郡甲佐町・八代郡氷川町・葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町

【措置内容】

- ① 医療機関等の窓口における一部負担金の猶予又は免除
- ② 被災により資格確認書を紛失した場合の再交付手数料免除

【対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた市町村における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ① 被保険者が居住していた住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた場合
- ② 被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ③ 被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

サンデン健康保険組合 佐藤

TEL0270-24-1222（内線821-672）